

緊急事態時のソーシャルワーク演習における実践的試み

北川 裕美子

— 目 次 —

1. はじめに
2. 遠隔授業体制において、担当科目に期待される方法・手段
3. 現実はどうであったか
4. 現実に対応するために努力・工夫した点
5. まとめ

キーワード：ソーシャルワーク演習，遠隔授業，対面授業

1. はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大により、2020年2月に文部科学省及び厚生労働省の関係部局より「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について（事務連絡）」が発出された。この事務連絡では、社会福祉士と精神保健福祉士を含む医療関係職種等 27資格の各学校、養成所及び養成施設等の運営に係る取扱い及び受験資格に係る取扱い等についての考え方が以下⁽¹⁾のように示された。

KITAGAWA, Yumiko 社会福祉学部、助教

1. 学校養成所等の運営に係る取扱い

(1) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の対応等により、実習中止、休講等の影響を受けた学生等と影響を受けていない学生等の間に、修学の差が生じることがないように配慮するとともに学生等に対して十分な説明を行うこと。

(2) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により、教員の不足や施設・設備が確保できない等、十分な教育体制を整えることが困難な場合が生じることが想定される。こうした学校養成所等においては、できる限り速やかに十分な教育体制を整備することが望ましいが、当面の間は、非常勤教員の確保や教室の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。

(3) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の変更が必要となることが想定される。実習施設を変更する際には、あらかじめ当該変更に係る承認を受けることとされているが、今般の新型コロナウイルス感染症を受け迅速な対応が必要であることに鑑み、承認申請に係る時期については弾力的に取り扱って差し支えないこと。実習施設の変更を検討したにもかかわらず、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実習施設等の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。

＜事務連絡の対象となる資格等＞ 保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、調理師、製菓衛生師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師

教育の根幹をなす重要な科目であることから、新型コロナウイルスの感染症に係る実習教育についての基本的な考え方について明確に指示されているといえる。ただし実習前教育の1つである「ソーシャルワーク演習（相談援助演習）」に係る取り扱いについては、各担当教員の裁量に委ねられており、今回のような緊急事

態における当該授業のあり方等に関する先行研究はもちろんのこと、個別の対応ケース等の報告も少ないのが現状である。

そこで本稿では、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大に伴い、本学が開講している科目の中の1つである「ソーシャルワーク演習」についてどのように授業を展開したか報告する。なお、本稿で紹介する授業内容は、あくまでも筆者が独自に考えた内容であり、同科目を担当されている他の教員も同一的な内容で実施したわけではないことはご承知おきいただきたい。

2. 遠隔授業体制において、担当科目に期待される方法・手段

ここでは、「ソーシャルワーク演習」とはどのような科目であるのかについて紹介する。

本学で開講されている当該科目は、2009年度より改訂された社会福祉士養成のためのカリキュラムのうち、「相談援助演習」に該当するものである。具体的なねらい及び教育に含むべき事項については、以下の通りである。ただし、2020年3月に厚生労働省により「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」の一部改正が行われた。今回紹介する演習⁽²⁾においては改正前のねらいや教育に含むべき事項に沿った授業内容となっている。

ねらい：相談援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、社会福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について、次に掲げる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。

①総合的かつ包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発に係る具体的な相談援助事例を体系的にとりあげること。

②個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレーイング等）を中心とする演習形態により行うこと。

教育に含むべき事項：①以下の内容については相談援助実習を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと。

ア自己覚知

イ基本的なコミュニケーション技術の習得

ウ基本的な面接技術の習得

エ次に掲げる具体的な課題別の相談援助事例等（集団に対する相談援助事例を含む。）を活用し、総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。

（ア）社会的排除

（イ）虐待（児童・高齢者）

（ウ）家庭内暴力（DV）

（エ）低所得者

（オ）ホームレス

（カ）その他の危機状態にある相談援助事例（権利擁護活動を含む。）

オエに掲げる事例等を題材として、次に掲げる具体的な相談援助場面及び相談援助の過程を想定した実技指導を行うこと。

（ア）インテーク

（イ）アセスメント

（ウ）プランニング

（エ）支援の実施

（オ）モニタリング

（カ）効果測定

（キ）終結とアフターケア

カオの実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。

（ア）アウトリーチ

（イ）チームアプローチ

（ウ）ネットワーキング

（エ）社会資源の活用・調整・開発

キ地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、次に掲げる事項について実技指導を行うこと。地域住民に対するアウトリーチ

（ア）地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握

（イ）地域福祉の計画

（ウ）ネットワーキング

（エ）社会資源の活用・調整・開発

（オ）サービスの評価

②相談援助実習後に行うこと。

相談援助に係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的な知識と技術として習得できるように、相談援助実習における学生の個別的な体験も視野に入れつつ、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。

一方で、専門的なスキル（技術）を習得するための演習教育等では、「ふりかえり」(reflection) が重要視されている。例えば福山⁽³⁾は、David A. Kolbの「経験学習理論」を援用し、演習の計画案を作成するときには、学習のねらいとして、以下のプロセスのどれを達成できるように計画するか、また、どこから体験を開始するかによって演習の効果が異なると指摘している。具体的に「経験学習理論」とは、「一連のプロセスを追い、学習を促すもの」であり、「1. 具体的経験 (Concrete Experience)」、「2. 省察的観察 (Reflective observation)」、「3. 抽象的概念化・一般化・普遍化 (Abstract Conceptualization)」、「4. 新しい状況下での適用 (Active Experimentation)」の4つの段階があるとされている。具体的には「学習するものが①具体的な体験を通して、対象者を含めた状況や現象を観察する。②観察したものを分析し、その分析結果の特性から学習する者が、内省し、自らの独自の視点や特徴を理解する。③これらの特性や要素の交互作用や関係性を考察し、新しい概念形成を行う。その概念の一般化や普遍化を試み、新しい理論を作成する。④この理論化した知識や技術・方法を別の状況下で応用し、その結果を評価する。」といったプロセスを踏む（図1）。

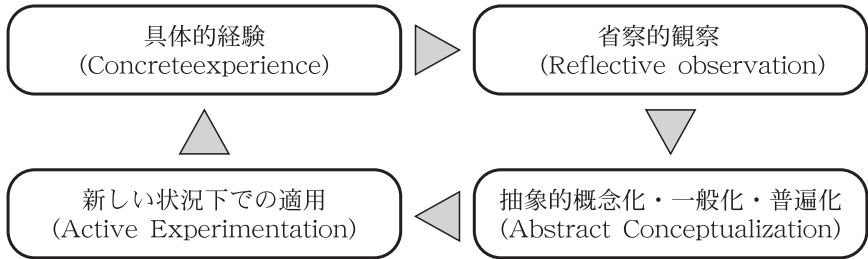


図1 David A. Kolbによる経験的学習理論のプロセス
(4)
(福山が作成した図を基に筆者が作成)

3. 現実はどうであったか

(1) 2020年4月～6月における授業内容

第1回目の授業が開始された4月から6月までは新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、遠隔授業（在宅学習）により実施した。実施方法は、学内ポータルサイト（アクティブアカデミー）、ZOOM、LMS（学習管理システム）であった。その際に提示した課題の1部を以下に紹介する。

まずポータルサイトからは以下のような課題を提示した。

- ・これまでにソーシャルワークについてどのようなことを学んだか、思いつく限りあげてください。
- ・ソーシャルワーク過程において大切だと考えるポイントを挙げ、解説してください。
- ・自分の関心がある分野での代表的な福祉制度のしくみと、申請から給付にいたる基本的な手続きの流れ（手続きの窓口はどこか、どんな専門職、職名、立場の人が相談に関与するか）調べてみましょう。

etc・・・

ZOOMを用いた授業では、お互いの自己紹介や、提示していた課題を発表してもらい情報共有を行うなどした。

LMSを用いた授業では、X町役場で社会福祉士として勤務している本学卒業生（以下Aさん）に筆者がインタビューをしている様子を撮影した動画を活用した。受講生にはLMSを通じて動画を視聴してもらい、以下の内容をレポートとして

提出するよう伝えた。

- ・ Aさんの現在の仕事の内容
- ・ Aさんが現在の仕事に就こうと思ったきっかけ
- ・ Aさんにとっての現在の仕事のやりがいや大変なことなど
- ・ Aさんが考える「社会福祉士」（ソーシャルワーカー）に向いている人や求められる能力

さらにAさんに対する質問をLMSのチャット機能を用いて書いてもらうよう伝えた。その後Aさんに質問内容を筆者がメールで伝え、返信してもらい学生にフィードバックをするという方法をとった。以下、受講生が質問した内容及びAさんが回答した内容の1部を紹介する。ただ単に動画を視聴するだけでなく、このような質疑応答を行うことによって、現場におけるソーシャルワークの実践事例をより深く理解する機会となったのではないかと考える。

受講生からの質問	Aさんの回答
社会福祉士として活動し、相談援助をする場合、人々との信頼関係が重要になってくると思いますが、構築する際に気を付けておくことなどはありますか？	○関係者との場合 それぞれの職業の立場や役割、職域、業務内容などを知ること、理解することが大切です。また、自分のことも同様に知ってもらう必要があります。（中略） ○住民の方、相談者の場合 机上で学ぶ相談援助の基本が本当にできていれば、問題ないのですが実際はそういうふうにはいきません。私自身、関係が築けているのかもわかりません。ただ、私の経験から言えることは、自分自身の経験や立場から「指導」のようになってはなりません。例えば、私は子どもがいませんが子育て支援の相談員をしています。子育て経験がないので、その大変さやつらさは体験したことはありませんし、相手の大変さを理解することはできないのかもしれません。ですが、「その大変さを知りたい、教えてほしい、何か力になりたい」という気持ちは伝えられます。そういった姿勢が大切なのだと思います。

相談を受ける際に、メモを取るタイミングはありますか？	相談の内容にはよりますが、メモを取りたい場合、基本的には事前に了解をとります。 ただし雰囲気や相手の様子によって臨機応変に対応しなければなりません。 そこで私は「このお話は大切なことなので、忘れない為にメモを取らせていただいてもいいですか？」や「お話頂いていることを、後でふりかえっていろいろ考えたいので、…」などと理由を伝えて了解をいただいています。
どのような相談事例が多いですか？	まず相談の主訴がはっきりしている方はほとんどいないことが多いです。 （中略）相談に来られた方の発言の裏に、どのような生活状況が隠されているのか、イメージしながらお話を伺っていきます。 そのことを踏まえ、〇〇さんの質問への回答としては、最近よく聞くのは「お金が無い、生活が苦しい」や「仕事が忙しい、余裕が無い」です。 子育ての悩みを聞く私の立場では、いろんな相談内容の裏に上記のようなことがほぼ必ず出てきます。 （中略）表面化している、その時の「相談の主訴」自体は様々ですが、やはりその裏に今の日本の経済状況などが影響していることを改めて感じます。
大学生に戻れるなら何にチャレンジしたいですか？	大学生に戻れるなら、学部や学科の先生全員と食事に行きたいですね。いろんな価値観や考え方、情報、将来に役立つこと、いっぱい知れます。ぶっちゃけ話してもらえんと思います。それはかなり将来に役に立ちます。そのことを今になって気づき、後悔しています。 （中略） なので人としての成長は他人の価値観を否定せず「そういう考えもあるんだ。」と認めていくことが大切だと最近感じています。 その考え方は福祉においても同じだと思うし、自分自身のキャバを広げることになります。

（２）2020年6～7月における授業内容

当該科目の受講生は9名であったため、2020年6月以降に実施した授業については対面方式へと変更となった。対面授業となつて以降は、ソーシャルディスタンスに配慮した上で、これまで実施してきた演習の内容と同様の授業を実施した。授業時の様子は写真の通りである。

対面授業では、1つの事例を用いて、インテークやアセスメント、プランニングといったソーシャルワークのプロセスに沿って支援方法や見立てについて検討した。面接等のロールプレイを行う際には、これまでの授業とは異なり、机や椅子の移動などは行わず、前後で近い席に座っている受講生同士でペアになるなどの配慮を行った。

また、授業開始時には、受講生が関心のある時事問題についてとりあげた新聞記事やニュース等を紹介してもらい、ディスカッションを行うなどして問題意識の共有を行った。なお、今年度については以下のような新型コロナウイルスに関連するテーマを取り扱う受講生が多かった。

受講生が選択した新聞記事等の見出し

- ・「(社説) 一律10万円 何のための給付なのか」朝日新聞 4月24日
- ・「感染ピーク、緊急事態宣言前 専門家会議『抑制には貢献』」朝日新聞 5月30日
- ・「新型コロナ 生活福祉資金、申請2807件社協、今月にも3000件超えへ／奈良」毎日新聞地方版 6月12日
- ・「感染者接触通知、プライバシーは 政府アプリ『COCOA』提供開始 新型コロナ」朝日新聞 6月20日
- ・「『新しい生活様式』に逆ギレする中高年にどう対応するべきか」NEWSポストセブン 6月29日



4. 現実に対応するために、努力・工夫した点

2020年4月に、日本ソーシャルワーク教育学校連盟（以下、ソ教連とする）が新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成課程への影響等に関する緊急調査を実施した。対象はソ教連会員校 269校であった。有効回答が得られた222校のうち、2020年4月下旬までに「演習科目の教材配布と課題を提示した」と回答した養成校は全体の35%、「演習科目のライブ配信をした」と回答した養成校は全体の11%、「演習科目の録画配信をした」と回答した養成校は全体の8%であった。筆者が本学で授業を開始した際には動画等の配信は行っておらず、調査結果でも実施率が最も多かった「演習科目の教材配布と課題を提示した」に該当すると思われる。ただし、受講生に提示した課題を用いて対面授業が開始された後に情報共有をしたり、事例検討に用いるなどして、一方的な講義のようにならないよう配慮するようにした。また、ソ教連が2020年7月に実施した2回目の緊急調査⁽⁶⁾では、1回目と同様に有効回答が得られた192校のうち、全体の46%が「演習科目をオンラインで行う方法の検討」を今後の課題としていることがわかった。筆者はオンラインによる動画配信を5月に実施した。これまでは事例をいくつか用いてソーシャルワークについて考えるという形式をとっていたが、今回このような緊急事態の中で、より「リアルなソーシャルワーク」を少しでも理解してもらうために現役の社会福祉士にインタビューをする様子を視聴してもらい、また質疑応答に答えていただいたことは受講生にとっても意義があったのではないかと考える。さらにいえば、本学の卒業生ということもあり、より身近な存在としてソーシャルワークについて触れることができたのではないだろうか。本来であれば、ゲストスピーカーとして直接来てもらいやり取りをする方がより活発な議論になったかもしれない。ただし動画配信という形であったことから、受講生もレポートを作成する上で、何度も視聴することができるなどの利点もあったようである。

一方で、2018年に社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会が提示した「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」ではソーシャルワーク演習について以下のような意見が述べられている⁽⁷⁾。

- ・演習は、地域福祉の基盤整備と開発に関する科目やサービスに関する科目などとの関連性を視野に入れて、具体的な事例を用いて専門的援助技術を実践的に習得することをねらいとしている。この専門的援助技術を総合的かつ実践的に習得するためには、講義で学習したその理論や知識について、演習を通じて活用方法等を実践的に習得し、実習において利用者の状況に合わせた知識・技術の適切な活用や実践上の課題の発見につなげるなど、「講義－演習－実習」の学習の循環を作り、確実にソーシャルワーク専門職である社会福祉士に必要な実践力を習得できるようにしていくべきとの指摘がある。
- ・具体的には、現場での学習及びそれに資する教育の機会や時間を増やすため、講義・演習・実習の充実を検討するとともに、アウトリーチ、ネットワーク、社会資源の活用・調整・開発に関する実践能力を習得し、実際に活用できるようにするための教育内容について検討を行う必要がある。この点に関して、アクティブラーニングの教育方法の活用や海外のソーシャルワークも含めたフィールドワークなど、実践的なカリキュラムに見直すべきである。
- ・演習については、現場におけるソーシャルワークの実践事例を学ぶ重要な機会であることから、演習のさらなる充実を図るため、現任の社会福祉士の演習への参加や現場で演習を行う機会の確保など、現任の社会福祉士を演習において積極的に活用していくことが有効ではないか。

筆者が担当した「ソーシャルワーク演習」においては、上記のような意見のすべてを反映するような内容には到底至らなかった。さらに今後も新型コロナウイルスの感染防止は続いていくと思われる。そのような中での授業の在り方に少なからず影響を及ぼしていくであろうし、指摘されているようなアウトリーチやフィールドワークを、ソーシャルディスタンスに配慮しながらどのように展開していけば良いか、後期の対面授業では検討を重ねる必要があると考える。さらに2021年度からは社会福祉士養成課程のカリキュラムが2009年度から約12年ぶりに大幅に変更されることとなった。演習で学習したことが机上の空論になってしまわぬように、社会福祉士としての実践力をより身に付けていく上での実習前・実習後教育である「ソーシャルワーク演習」となるような工夫と努力が今後求められるのであろう。

5. まとめ

本稿では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、本学が開講している科目の中の1つである「ソーシャルワーク演習」についてどのように授業を展開したか報告した。筆者自身も手探りの状態の中で授業を進めていったこともあり、受講生に少なからず不安を抱かせてしまったことは否めない。ただし、遠隔形式と対面形式の授業の両方を取り入れたことによる教育的効果もあったように感じている。

後期も引き続き「ソーシャルワーク演習」を実施していくが、例えば前期と同様に動画形式で現役の社会福祉士にインタビューする様子を伝えることを継続することも1つの方法として考え得るであろう。また、直接のやり取りを重視するとすれば、ライブ配信といった方法で、教室で受講生と現役の社会福祉士がインターネットを介してやり取りをする方法等も検討できるかもしれない。さらに受講生の数名は、夏休みの期間にソーシャルワーク実習（相談援助実習）を終える予定である。前述した「経験学習理論」のプロセスに沿って計画を立てるとすれば、前期にある程度のソーシャルワークに関する「抽象的概念化」を行い、実習を通して「新しい状況下で適用すること」を試みたと考えることもできるであろう。そこで後期の授業では、「具体的な体験」として実習での体験（倫理的ジレンマ体験なども含む）を報告し、そのことについて「省察的観察」を行うといった流れで演習の効果を検証することが可能となるかもしれない。

ちなみに福山⁽⁸⁾は、「省察的観察」のプロセスにおいて「学生は、スクリーン越し、ワンウェイミラー、視聴覚教材、資料などを観察し、自己の特性を内省する」と述べている。「省察的観察」を行う上で、例えば本学大学院で実践的に行われているようなリフレクティングトークやオープンダイアログなどの手法を用いて対話実践についての理解を深めることも可能かもしれない⁽⁹⁾。または本学が実践しているような演劇的手法を取り入れたロールプレイ等を活用し自己理解・他者理解に繋げるといった方法も考えることができるであろう⁽¹⁰⁾。ただし、これらの方法を対面授業の中で取り入れるにあたっては、ソーシャルディスタンスに十分配慮した上で実践する必要があるだろう。

今後もこれまでの授業形態に留まることなく、新たな演習教育の実践的展開と

教育的可能性について検証し続けていきたいと考える。

注

- (1) 2020年2月28日付で発表された。この事務連絡では、社会福祉士と精神保健福祉士を含む医療関係職種等27資格の各学校、養成所及び養成施設等の運営に係る取扱い及び受験資格に係る取扱い等の中でも、とりわけ実習が中止になった場合の考え方について示された。
- (2) 改訂箇所の詳細については、以下に記載しているホームページのURLを参照。
- (3) 社団法人日本社会福祉士養成校協会編（2009）相談援助演習 教員テキスト、中央法規、79頁。
- (4) 福山和女（2013）『ソーシャルワーク教育における演習教育の実体：教員がもつ演習教育に対する苦手意識（特集）ソーシャルワークにおける演習教育と専門性』、ソーシャルワーク学会誌、27、1-16。
- (5) ソ教連：新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成課程への影響等第1回 緊急調査（単純集計速報）（2020年5月1日）
- (6) ソ教連：新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成課程への影響等会員校 第2次緊急調査 結果（速報）（2020年7月25日）
- (7) 厚生労働省社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会：『ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について』（2018年3月27日）
- (8) 前掲3 78頁。
- (9) 本学大学院で開講されている科目「社会福祉学特講Ⅸ」のシラバスを参照。
- (10) 本学ではドラマ・エデュケーションや演劇ワークショップ等積極的に実践が行われている。詳細は本学ホームページやパンフレットを参照。

引用・参考文献および資料

- ・文部科学省及び厚生労働省関係部局 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所 及び養成施設等の対応について（2020）。
http://jaswe.jp/novel_coronavirus/doc/20200526_corona_taiou.pdf
- ・厚生労働省「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」（2020）。
（注2）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000604913.pdf>

- ・ 社団法人日本社会福祉士養成校協会編 (2009) 相談援助演習 教員テキスト中央法規。
- ・ 福山和女 (2013) ソーシャルワーク教育における演習教育の実体：教員がもつ演習教育に対する苦手意識 (〈特集〉ソーシャルワークにおける演習教育と専門性) ソーシャルワーク学会誌27 1-16。
- ・ ソ教連 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成課程への影響等 第1回 緊急調査 (2020)。

http://jaswe.jp/novel_coronavirus/doc/1st_corona_tanshu_20200501.pdf

- ・ ソ教連 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成課程への影響等 第2次 緊急調査 (2020)。

http://jaswe.jp/novel_coronavirus/doc/2st_corona_tanshu_20200725.pdf

- ・ 厚生労働省 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会 ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について (2018)。

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000199560.pdf